

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和6年度
計画主体	安芸高田市

## 安芸高田市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 安芸高田市産業部地域営農課  
所在地 広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地  
電話番号 0826-47-4021  
FAX番号 0826-42-1003  
メールアドレス [chiiki-einoh@city.akitakata.jp](mailto:chiiki-einoh@city.akitakata.jp)

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、サル、カラス、カワウ・サギ類、ヌートリア、アライグマ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	安芸高田市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
イノシシ	水稲	24.68ha	13,320千円
	果樹（梨）、野菜、いも類	2.81ha	7,103千円
ニホンジカ	水稲	5.11ha	2,541千円
	野菜豆類、雑穀	1.28ha	4,897千円
サル	果樹（梨）、野菜、いも類	0.2ha	430千円
カラス	果樹（梨）	0.2ha	1,288千円
カワウ、サギ類	アユ、ヤマメ、ハヤ、ウグイ その他魚類	2トン	2,460千円
ヌートリア アライグマ	水稲、野菜	把握していないが被害あり	

※被害数値は、農業共済及びJA、漁業協同組合の報告による。

(2) 被害の傾向

当市の被害状況は、イノシシとニホンジカによる水稲被害が著しい。他の野生動物についても、生息数は増加の傾向となっており、農業に与える影響は深刻である。本市の対策として、被害の原因を特定するとともに、各種鳥獣に応じたアドバイスや補助事業活用の提案を行い、捕獲が必要と判断した場合は、有害鳥獣捕獲班へ捕獲依頼するなどの対応をしている。

1. イノシシ

市内全域に生息し、水稲の被害が甚大で収穫が皆無になるほどの被害がある。さらに、道路の法面や人家の敷地内を掘り起こすなど、生活環境の被害も散見される。ただし、本市においても令和6年1月に豚熱が発生しており、当面の生息数は減少に転じる可能性がある。

2. ニホンジカ

広島県内有数の生息地となっており、以前は市内の南部に集中して生息していたが、現在では北部地区にも数多く生息している。増加の要因となる耕作放棄地や休耕田が増える中、農作物被害も高止まりとなっている。また、自動車とニホンジカの接触事故発生や、市街地への出没も増え市民の生活を脅かしている。しかしながら、適正に管理された侵入防止柵によって守られた農地は、被害が軽減されているため、防止柵

の適正な管理について啓発していく必要がある。

### 3. サル

特定の地域で目撃情報や被害情報が寄せられていたが、近年では、サルの行動範囲も広がり対応に苦慮している。被害は、家庭菜園の野菜が多い。サル専用の囲いわなやくくりわなで捕獲対策を講じているが、特定の場所に居座らず出没しているため、容易に捕獲することが出来ない。生息頭数は増加の傾向にあり予断は許されず、対策の向上が求められる。

### 4. カラス

果樹園での被害が多く、周辺では鳴き声による騒音被害や糞の被害について苦情がある。カラス専用の箱わなによる捕獲の成果はあるものの、常設の大型わなとなるため対策箇所は限定され、カラス専用の侵入防止柵の対応と併用した対策を講じている。

### 5. カワウ・サギ類

カワウは、春から秋にかけて、アユなどの水産物（放流稚魚）の食害が発生している。また、年間を通じてハヤ、ウグイ等の食害も拡大している。

サギ類は、推定で500羽以上生息しているものと思われ、他所へ飛来しないため、被害が多くなっている。現在は、漁業組合と捕獲班の連携により捕獲対策を講じている。

### 6. ヌートリア、アライグマ

市内全域に生息しており、野菜への被害が報告されている。捕獲実績は、ほとんどなく個体数の増加が懸念される。現状では、被害者による侵入防止の対策と捕獲対応となっている。

## (3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）		目標値（令和8年度）	
イノシシ	27.5ha	20,423千円	22ha	16,338千円
ニホンジカ	6.4ha	7,438千円	5.1ha	5,950千円
サル	0.2ha	430千円	0.16ha	344千円
カラス	0.2ha	1,288千円	0.16ha	1,030千円
カワウ、サギ類	2トン	2,460千円	1.6トン	1,968千円
ヌートリア、アライグマ	未把握		0ha	0千円

## (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲班や実施隊による捕獲活動</li> <li>・捕獲班活動時の保険支援</li> <li>・有害鳥獣被害対策交付金事業の活用（実施隊用のわなの購入）</li> <li>・農家と捕獲班が一体となった捕獲活動の支援（捕獲檻設置事業）</li> <li>・捕獲者の確保（狩猟後継者育成事業、狩猟免許更新事業）</li> <li>・国県の捕獲事業の活用（広域捕獲事業等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的に捕獲を行っているものの、農作物被害は甚大で、有害鳥獣の減少は実感できない状況である。より効率的な捕獲や農業者を中心とした捕獲後継者の育成が急務となっている。</li> <li>・捕獲した個体の処理について課題が残る。</li> </ul>

防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業（国・県・市）を活用した侵入防止柵の整備</li> <li>・侵入防止柵の適正な設置管理の指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置後の管理方法によって、被害の格差が生じている。管理の重要性を粘り強く啓発していかなければならない。</li> </ul>
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業（県・市）を活用とした放任果樹伐採の支援</li> <li>・正しい野生鳥獣の知識の普及を目的とした広報誌の定期掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野生鳥獣の餌場となる、放任果樹の管理や、食品残渣の管理など生息環境の棲み分けの必要性を継続して啓発していく必要がある。</li> </ul>

(5) 今後の取組方針

<p>従来からの取組である、寄せない（環境改善）・入れない（防護）・捕まえる（捕獲）の3本柱に加え、資源の有効活用を基本とした対策が重要となる。人口が減少している中山間地域において、野生鳥獣対策は農業者だけの問題ではなく、市民全員が人と野生鳥獣が上手に共存する知識を習得することが課題解決につながると考えている。令和6年度より新たに（一社）広島県鳥獣対策等地域支援機構に参画し、最新の知見を取り入れながら、効率的に被害対策の推進に取り組む。</p> <p>1. 寄せない取組</p> <p>① 最新の知見や正しい知識を関係者が共有する。 集落ぐるみで鳥獣被害対策を推進するため、餌場・潜み場の解消や追い払い、野生動物に関する知識の浸透を目的とした広報誌での周知、農家や狩猟関係者を対象とした研修会を開催する。</p> <p>② 放任果樹の撤去支援 野生鳥獣のえさ場となる柿の木や栗の木などの放任果樹の撤去を支援する。</p> <p>2. 入れない取組</p> <p>① 侵入防止柵の設置の取組 ニホンジカ、イノシシの侵入防止対策として、集落等による侵入防止柵設置の助成を行うとともに、適正な柵の設置方法や設置後の管理の必要性について周知していく。</p> <p>② 環境整備を推進し侵入防護柵の効果を高めるために、ひろしまの森づくり事業（里山林整備事業）の推進を行う。</p> <p>3. 捕まえる取組</p> <p>① 国庫補助事業を活用した捕獲体制の整備 推進事業によるわなの整備（箱わな、大型囲いわな、サル専用囲いわな等）や、緊急捕獲事業による捕獲意欲の向上促進を図る。</p> <p>② 捕獲班や実施隊による捕獲活動支援 鳥獣被害対策実施隊の活動を活性化し、緊急時でも対応可能な捕獲体制を構築する。有害鳥獣捕獲班での捕獲活動も継続して実施していく。</p> <p>③ 農家と捕獲班が一体となった捕獲活動の支援 箱わなによる捕獲活動では、農家と捕獲班が一体となり実施する地域に対し支援する。（捕獲檻設置事業）</p> <p>④ 捕獲者の技術向上を目的とした事業の参加 国や県の捕獲事業（広域捕獲事業等）に積極的にエントリーし、捕獲者の技術向上に努める。</p> <p>⑤ 捕獲者の維持及び新規捕獲者の確保</p>
---

既存捕獲班の維持や新たな狩猟者の確保を支援する。（狩猟後継者育成事業、狩猟免許更新事業）

4. 国庫補助事業を活用した新たな技術への検証

① ICT等の活用

農業者や捕獲者の負担軽減を目的としたICT技術を導入する。（鳥獣の生態の確認や先進的な捕獲技術の検証）

② モデル事業の誘致

最新の知見を享受し地域に還元することを目的として、国や県が実施するモデル事業に積極的に協力し、その取組を支援する。

5. 資源循環の取組

①捕獲した個体の有効活用

捕獲した鳥獣の有効利用として、ジビエ活用を推進し、食肉販売や加工品の販売を支援する。また、ペットフード等を製造できる団体（パートナー）を発掘し、連携体制を構築する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

1. 旧町単位で構成された6班の捕獲班によって捕獲活動を実施するとともに、緊急時や被害の実態に応じて鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動を行う。
2. 侵入防止柵に引っ掛かった野生鳥獣の処分については、委託事業者と鳥獣被害対策実施隊が連携し対応する。
3. 国や県が実施する捕獲事業がある場合は、猟友会から対象鳥獣捕獲員を選定し遂行する。
4. 大型獣（イノシシ、ニホンジカ）の捕獲やツキノワグマの緊急の対応時には、捕獲班員・鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる場合がある。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～ 令和8年度	イノシシ、ニホンジカ、サル、カラス、カワウ、サギ類、ヌートリア、アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣被害対策実施隊が使用する捕獲檻の整備（鳥獣被害防止総合対策交付金）</li> <li>・農家と捕獲班が一体となった捕獲活動の支援（捕獲檻設置事業）</li> <li>・捕獲者の技術向上を目的とした事業の推進（広域捕獲事業等）</li> <li>・捕獲者の維持及び新規捕獲者の確保（狩猟後継者育成事業、狩猟免許更新事業）</li> </ul>

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>対象鳥獣の捕獲計画数は、広島県第2種特定鳥獣管理計画や過去の捕獲実績及び被害状況を踏まえ設定する。捕獲頭数や被害額から推測して、すべての野生鳥獣が増加している傾向があるため、捕獲者と連携し、可能な限り捕獲強化していく必要がある。</p> <p>【令和4年度捕獲実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イノシシ 1,987 頭</li> <li>・ニホンジカ 3,052 頭</li> <li>・サル 12 頭</li> <li>・カラス 248 羽</li> <li>・カワウ、サギ類 137 羽</li> </ul>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	2,500頭	2,500頭	2,500頭
ニホンジカ	4,000頭	4,000頭	4,000頭
サル	120頭	120頭	120頭
カラス	660羽	660羽	660羽
カワウ	300羽	300羽	300羽
サギ類	500羽	500羽	500羽
ヌートリア	250頭	250頭	250頭
アライグマ	220頭	220頭	220頭

捕獲等の取組内容
<p>イノシシ、ニホンジカ、サル、カラスの捕獲については、捕獲班等によりわな又は銃器により捕獲し、年間を通じて実施する。</p> <p>カワウ、サギ類については、市内にある各漁業組合及び捕獲班等と連携し、つけ針又は銃器による捕獲を実施する。</p> <p>ヌートリア、アライグマ等の中型獣については、主に農業者自らによる小型箱わなによる捕獲を実施する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>ライフル銃の使用については、遠距離からの命中率の高い捕獲等が実施できる利点がある。現段階では、既に所持許可を得られている者で対応するが、未取得者に対する所持許可の特別措置については要望により協議し、対応する。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし（既に権限移譲済）

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ ニホンジカ	種類：ワイヤーメッシュ柵・電気柵・トタン柵等 規模：50,000m 事業：国・市補助事業を活用	同左	同左

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修会や市広報等による適正な侵入防止柵の管理等の普及啓発</li> <li>被害原因の特定及びアドバイス</li> </ul>	同左	同左

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

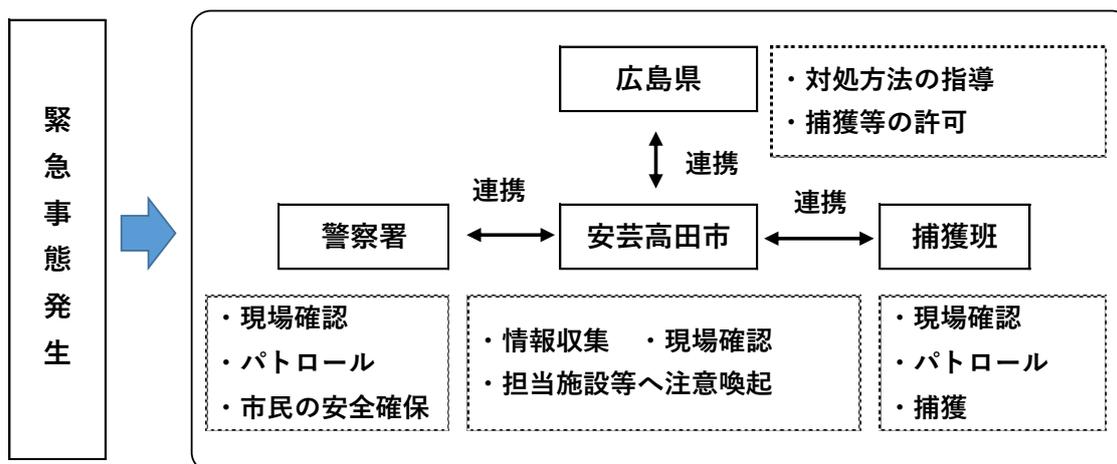
年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年	イノシシ ニホンジカ	・被害防止の研修会開催 ・ひろしまの森づくり事業（里山林整備事業）の推進 ・放任果樹の撤去の推進
令和7年	同上	同上
令和8年	同上	同上

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
安芸高田警察署	現場確認、パトロール、市民の安全確保
安芸高田市（地域営農課）	情報収集、各関係団体へ情報提供、現地確認、担当施設等へ注意喚起
有害鳥獣捕獲班連絡協議会（捕獲班）	現場確認、パトロール、捕獲対応

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、食肉やペットフードに活用するものを除き適正な埋設場所での処理や、広域組合の焼却場での処分を行っている。捕獲者にとって捕獲した鳥獣の処理が負担となっているため、処理場整備の要望がある。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	食肉需要のあるシカ、イノシシは、適正な処理によって、食用やペットフードとして加工処理し販売する。皮革や骨等についても、可能な範囲で販売促進を図る。
ペットフード	
皮革	
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	

(2) 処理加工施設の取組

食肉処理加工処理施設の運営については、保健所の指導のもと衛生管理の徹底に努める。課題として、既存の食肉処理加工施設は建物が老朽化しており、新たな施設の建設を検討している。また、ペットフードに特化した新たな施設の建設も並行して検討し、両施設での年間処理頭数 3,100 頭を目指す。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

安芸高田市ジビエ振興協議会において、研修生の受け入れや視察対応が行える体制を構築する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	安芸高田市有害鳥獣捕獲対策協議会
構成機関の名称	役割
安芸高田市有害鳥獣捕獲班連絡協議会	被害対策の指導、捕獲の協力
広島県鳥獣保護管理員	野生鳥獣の保護管理に関する指導
安芸高田市市議会	情報提供、被害防止対策の協力等
安芸高田市農業委員会	情報提供、被害防止対策の指導及び協力
ひろしま農業協同組合	情報提供、被害防止対策の指導及び協力
漁業協同組合(江の川、可愛川、三篠川)	被害情報の収集、被害防止対策の指導及び協力
安芸北森林組合	鳥獣の被害状況等の把握、被害防止対策の指導
広島県農業共済組合	農作物の被害状況把握、被害防止対策の指導
(一社)広島県鳥獣対策等地域支援機構	情報提供、被害防止対策の指導及び協力
安芸高田市ジビエ振興協議会	ジビエ事業の普及
安芸高田市	施策の立案、連絡調整、情報提供(事務局)

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
広島県西部農林水産事務所 (農村振興課・林務第一課)	鳥獣被害対策等に関する助言及び情報提供等
広島北部森林管理署	林業における鳥獣被害対策の情報交換、連携
安芸高田警察署	人身被害等の連絡体制の構築
近隣市町(北広島町、安芸太田町、三次市、 広島市、東広島市、島根県邑南町)	鳥獣被害防止等に関する情報交換及び連携

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

旧 6 町単位の猟友会長から推薦を受けた者を市の非常勤職員として委嘱し、迅速に鳥獣による被害の特定活動や捕獲活動を行う。(実施隊設置年月日：平成 24 年 3 月 1 日)

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

安芸高田市有害鳥獣捕獲対策協議会が中心となり、集落ぐるみの効果的な被害防止対策の普及啓発に取り組み、関係団体と連携し被害防止対策を推進する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

県や近隣市町と連携し、市町県境の捕獲強化に努める。